

令和 7 年度 自転車乗車用ヘルメット購入費助成 申請の手引き

< 内容 >

1. 対象者	2
2. 申請期間	2
3. 助成金額	2
4. 対象となるヘルメット	2
5. 申請方法	3
<使用者が未成年（18 歳未満）の場合>	4
6. 提出（添付）書類	5
7. 交付までの流れ	6

◆お問い合わせ

習志野市役所 防犯安全課

TEL : 047-453-9304（平日／午前 9 時から午後 5 時まで）



市役所ホームページ

1. 対象者

助成金の交付対象となるのは、次の①、②のいずれにも該当する方です。

- ① 習志野市の住民基本台帳に記録されている方
- ② 習志野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

2. 申請期間

令和7年6月2日（月曜日）～11月28日（金曜日）

※郵送の場合は、令和7年11月28日必着です。

※申請期間内であっても、予算額に達した場合は、申請を締め切ります。

3. 助成金額

購入費用（税込）の実費とし、助成対象のヘルメット1つにつき2,000円を上限とします。ただし、助成は自転車使用者1人につき1個のみです。

（例1）5,000円（税込）のヘルメットを購入した場合の助成金額は2,000円

（例2）1,500円（税込）のヘルメットを購入した場合の助成金額は1,500円

※装飾品、部品等の費用、送料は対象外です。

4. 対象となるヘルメット

対象となるのは、次の①～③のすべてに該当するヘルメットです。

- ① 令和7年4月1日以降に購入したもの
- ② 店頭またはインターネットにて購入した「新品」のもの

※中古品は対象外です。

※オークション、個人間売買で取得した品、譲渡品は対象外です。

③ 下表のいずれかの安全基準に係るマークが付されているもの

マーク		説明
SG マーク		一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したマーク
JCF マーク		公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したマーク
CE マーク		欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したマーク
GS マーク		ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したマーク
CPSC マーク		米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したマーク

※その他上記 5 つに類する認証を受けたマークとして市長が認めるもの

※交付の対象となったヘルメットは譲渡しないでください。

※本事業は自転車用ヘルメットの補助事業であるため、海外の認証基準で自転車用の安全規格以外が付されているヘルメットは補助の対象外とします。以下の 2 マークに関しては対象を次のように限定します。

「CE マーク」の自転車用ヘルメットの規格は『EN1078』。

「CPSC マーク」の自転車用ヘルメットの規格は『CPSC1203』。

5. 申請方法

① Web 申請

ホームページから申請フォーム（ちば電子申請サービス）にアクセスし、申請画面に必要事項を入力の上、必要書類を添付し送信してください。

申請はこちらから⇒



※申請を送信後、すぐに「到達通知」が自動で送信されます。

「到達通知」が受信できない場合、必ず防犯安全課へご連絡ください。

※機種によってはメールが受信できない場合があります。特に softbank 系の機種は受信できない可能性があります。

② 窓口申請

市役所 4 階 防犯安全課窓口にて提出書類をお持ちの上、申請書に記入をしてください。受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までです。

③ 郵便申請

必要書類をご準備の上、下記までご郵送ください。

＜郵送先＞

〒275-8601

習志野市鷺沼 2-1-1

習志野市役所 協働経済部 防犯安全課 宛て

※郵送の場合は、令和 7 年 11 月 28 日必着です。

※郵便代金は申請者負担となります。

＜使用者が未成年（18 歳未満）の場合＞

使用者が申請時に未成年の場合は、使用者に代わり保護者が申請してください。この場合、申請手段に関わらず申請者と使用者（未成年者）の 2 名分の本人確認書類が必要になります。

6. 提出（添付）書類

・申請書 ※Web 申請は不要

ホームページからダウンロードし、印刷して使用してください。

申請の詳細はこちらから⇒



・添付書類

次の①～④のすべての書類が必要です。

① 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る領収書等で、次に掲げる項目の記載があるもの

- (1) 領収日
- (2) ヘルメットの購入金額
- (3) 購入店名
- (4) 購入品目

※領収書、レシートは申請まで捨てずに保管してください。

② 本人確認書類

申請者本人の【氏名・現住所・生年月日】が確認できるもの

※公的機関が発行した有効期限内のものを提出してください。

例) 運転免許証、マイナンバーカード

※裏面に住所の記載がある場合は、裏面も合わせて提出してください。

※マイナンバーカードの裏面は添付しないでください。

③ 安全基準に係るマークが付されていることが確認できるもの

ホームページの写真例を参考にヘルメットの安全基準に係るマーク部分
の写真を撮影してください。

- ④ 申請者の振込先がわかる通帳、キャッシュカードの写し又はWEB通帳の印刷物

※振込先は申請者と同名義である必要があります。

7. 交付までの流れ

- ① 交付決定通知書を送付

書類を審査の上、交付の可否を決定し、申請者にメールまたは郵送で通知いたします。

※書類等に不備がある場合のみ、申請者にメールまたは電話にてご連絡します。

- ② 助成金を指定口座に振込

申請件数が多数の場合は、振込までに1～2か月を要することがあります。